

令和6年第4回

遠軽町議会定例会会議録（第2号）

令和6年6月19日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

日程第18

一般質問

◎出席議員（15名）

議長	16番	杉本信一君	15番	竹中裕志君
	1番	白幡隆一君	2番	秋元直樹君
	3番	黒坂貴行君	4番	阿部君枝君
	6番	戸松恵子君	7番	山本悟君
	8番	佐藤昇君	9番	佐藤登君
	10番	山谷敬二君	11番	前島英樹君
	12番	佐藤和徳君	13番	渡辺清夏君
	14番	今村則康君		

◎欠席議員（0名）

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育長	佐藤祐治君
代表監査委員	村瀬光明君		

◎説明員

副町長	澤口浩幸君	総務部長	鈴木浩君
民生部長	堀嶋英俊君	経済部長	内野清一君
総務課長	堂前政好君	情報管財課長	吉岡秀利君
企画課長	中原誉君	財政課長	今井昌幸君
税課長(兼滞り控室)	渡邊亮司君	保健福祉課長	岩井誠志君

保健福祉課参事	大柳京美君	住民生活課長	太田貴幸君
子育て支援課長	二瓶雄介君	農政林務課長	広瀬淳次君
建設課長	米谷克美君	水道課長	大川寿雄君
生田原総合支所長	今泉郁夫君	生田原総合支所参事	大泉勝義君
丸瀬布総合支所長	加藤政勝君	白滝総合支所長	長原裕一君
会計管理者	奥山隆男君	教育部長	古賀伸次君
総務課長	西聡君	社会教育課長	中南秀隆君
図書館長	阿部文明君	学校給食センター所長	小玉美紀子君
選挙管理委員会事務局長	堂前政好君	監査委員事務局長	成中克也君
農業委員会事務局長	広瀬淳次君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	小野寺正彦君	事務局参事	成中克也君
事務局主任	堂前あすか君		

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は15人であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、戸松議員、山谷議員を指名します。

◎日程第18 一般質問

○議長（杉本信一君） 日程第18 一般質問を行います。

一般質問は再質問より質問者の質問時間を30分以内として、一問一答により行います。通告の順により発言を許します。

通告1番、戸松議員。

○6番（戸松恵子君） ー登壇ー

私は、質問通告書に従って質問します。

1、子ども医療費の無料化について。

遠軽町の人口は、令和5年度1万7,833人で、令和4年度より455人減っています。出生数は62人で、前年度の103人から約4割減っています。人口減少や少子高齢化は、遠軽町だけではなく、日本全国、北海道全体の問題にもなっています。

しかし、そんな中でも人口減少を食い止めたり、出生数を増やしている自治体もあります。身近なところでは、お隣の湧別町です。人口は、令和5年度7,896人、前年度より138人減っていますが、出生数は35人で、前年度の33人から、微増ですが増えています。

町の状況や置かれている環境が違いますので、一概に比べることはできませんが、湧別町の出生数が減っていない要因の一つに、子育て支援の取組の多さがあると思います。

遠軽町の子育て世代の方に、私が個人的にアンケートを取りましたが、今一番切実に求めている声は、子どもの医療費の無償化を強く希望というものでした。安心して子どもを産み、育てたいと思ってもらえるまちづくり、環境づくりが重要だと考えますが、次の点について伺います。

多くの市町村では、子育て支援の一つとして、子どもの医療費の補助・無料化に取り組んでいます。今後、遠軽町の人口減少に歯止めをかけるためにも、子どもの医療費の補助・無料化に取り組む予定はありますか。

2、ファミリーサポート事業の支援について。

遠軽町子育て支援事業で、託児・一時預かり事業として、ファミリーサポートが令和4

年4月から行われています。この事業は子どもを見てもらえる制度として、子育て世帯では大変助かっています。しかし、使用料がオホーツク管内で一番高い状況ですので、子どもを預けて働く保護者のために使用料を補助することはできませんか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

戸松議員の一つ目の、子ども医療費の無料化についての御質問にお答えいたします。

子どもの医療費の補助・無料化に取り組む予定はあるかとの御質問であります。以前から関連する一般質問がありますので、その答弁とも重なりますが、町における子育て期間につきましては、妊娠期間から高校卒業までの期間と捉え、子育て支援事業に取り組んでいるところであります。

事業には、妊娠期や不妊治療に対する交通費の助成、乳幼児期の各種予防接種の助成や、絵本の配布、保育所、認定こども園の保育料と給食費の4割負担、小中高校期の部活動等の大会、練習などに係る助成などがあり、さまざまな支援を実施し、子育て世代の経済的負担軽減を図っております。

また、本来、医療費の助成制度や少子高齢化に対する施策については、国が責任を持つて行うことであると考えており、特に人口減少に伴う少子化対策としての医療費助成制度につきましては、自治体、市町村ごとの競争、取組ではなくて、国が対応すべきであると、全国一律に対応すべきであると関係団体と連携し、厚生労働省などへ強く要望をしているところでございます。

人口減少を食い止めるために、町としては、医療と教育が重要な柱であると考えており、医療では、遠軽厚生病院、教育では遠軽高校、この二つを守ることが、オホーツク遠紋地域の一次産業を守ることであり、遠軽町の使命・役割であると考えております。そして、我々、地域の医療と教育を守る要でもある自衛隊遠軽駐屯地の存置活動は、人口減少対策の要の一つであるとも考えております。

町としては、医療費の無償化をする予定はありませんが、町の単独事業である、初診時一部負担金と中学生までの入院に対する助成を引き続き実施してまいります。

次に、二つ目の項目の、ファミリーサポート事業の支援についての御質問にお答えいたします。

遠軽町ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業については、児童の預かりの援助を受けたい依頼会員と、児童の預かりの援助を行いたい提供会員の相互援助活動に対する連絡調整を遠軽町ファミリー・サポート・センターが行い、会員間での児童の一時預かりを行う事業で、通院または冠婚葬祭など依頼会員の都合による一時預かり、教育・保育施設や小学校及び放課後児童クラブの開始・終了前後の一時預かりなどに利用されているところであります。

使用料を補助することはできないかとの御質問でございますが、本事業の利用に当たっ

ては、要綱に定めますところの報酬などとして、30分ごと400円、土日などについては50円の加算の報酬のほか、交通費やおやつ代などを依頼会員から提供会員に直接支払うこととしております。

この報酬額については、近隣実施市町村の報酬額や町内民間事業所で実施しております、一時預かりのサービスの料金を勘案し、設定した額であります。このことから、報酬に対しての補助につきましては、町内民間事業者との競合や受益者負担の面から、現在のところ、実施は考えておりません。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 私、2年半前にも、ここで同じような質問をしたのですが、そのときは、オホーツク管内で医療費助成をしていない町は、置戸町と斜里町と遠軽町の3町でした。

置戸町は、おとし令和4年8月から、斜里町は昨年令和5年の8月から、18歳までの医療費全額助成が実施されるようになりました。18市町村でやっていないのは遠軽町だけになります。さらに、国のほうですが、昨年、こども未来戦略方針を決めまして、少子化対策を進めるために、今年4月から、子どもの医療費を自治体が独自に助成した場合、国庫負担金を減額するペナルティーを廃止しております。

先ほど、佐々木町長も言われましたように、子どもの医療費助成というものは、本来、国でやるべきだと私も思っていますが、やはり今こういう状況になりまして、市町村の中で、もう待てないというか、助成をしているところが増えてきているのですが、遠軽町も、もうそろそろ考え直す時期ではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 堀嶋民生部長。

○民生部長（堀嶋英俊君） 御質問にお答えするに当たりまして、まず、出生数等の数値について、令和5年度の出生数が本町では減少しているが、湧別町では前年よりも増えており、出生数が減っていないと。その要因の一つが、子育て支援の取組の違いによるものということでございますが、その年その年の出生数については増減の振れがございますので、増えた減ったという単年の事象の数値では、人口減少、少子化対策ですとか、子育て支援の支援策の議論、また評価をできるものではないと考えてございます。

総務省公表の人口動態の統計数値によりますと、令和2年、3年、4年、この3か年の出生数ですが、本町では、各年90人、87人、103人、対前年の増減では、マイナス25人、マイナス3人、プラス16人となっております。同じく湧別町では、各年43人、51人、34人で、対前年増減が、プラス7人、プラス8人、マイナス17人といったような増減の振れがある状況でございます。

この出生数の3か年平均を、それぞれ人口1,000人当たりで見ますと、遠軽町は5.4人、湧別町が5.0人と大きな差はございませんし、5年、10年でのスパンで見ますと、どちらも出生数は減少の推移となっております。

また、厚生労働省公表の平成30年から令和4年の合計特殊出生率では、遠軽町は1.50、湧別町は1.49と同水準でございます。これは全国1.33、北海道1.21という数字でございますが、合計特殊出生率は人口を維持するために、おおむね2.07を保つ必要があると言われておりますので、本町を含め各自治体が人口減少、少子化に苦慮しながら、それぞれが独自の子育て支援に取り組んでいるところでございます。

本町としましても、町長答弁のとおり、さまざまな支援を総合的に実施して子育て世代の経済的負担軽減を図っているところでございますので、御質問の遠軽町でも、そろそろ医療費助成ということでございますが、現在のところは考えてございません。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 人口の問題、出生数の問題は、私も1年や2年では決められるものではないと思います。

湧別町のほうに、転出転入の関係も聞いたのですが、これも3年間のデータをもらったのですけれども、去年は、遠軽町は転出が九百何十人で、転入が700人台だったのですけれども、湧別町は転出よりも転入のほうが多かったのです。ただ、それも一概に1年間だけのデータで、どうこう言えることではないので、それはもちろん、そのとおりに思っています。

ただ、湧別町の場合は、いろいろな子育て支援があるということと、子育てをしているお母さんたちには、やはり湧別町に引っ越すという、実は声がたくさんあったものですか、とりあえずお隣の湧別町ということで比べさせてもらいました。

先ほど、私、お母さん方にアンケートを取ったということなのですが、ここに、私の実際範囲狭いので、これぐらいしか取っていないのですが、あるのですが、その中の声で圧倒的に子どもの医療費を増やして助成してほしいという声があったのですが、その中の声の何点かですけれども、「ほかの自治体のお友達が、お金に心配なく子どもを病院に連れて行けて、羨ましい」とか、「知り合いが医療費助成等が手厚い隣町に引っ越すという決断をしました」。さらに、「1回、熱が出て病院に連れて行ったら5,000円くらいかかってしまう、医療貧乏です」。もう一つが、「値上げの波が収入に追いついていません。持病がある子の場合、心配もあるので受診が増える。そのような家庭を救ってほしい」というような声が、このアンケートに書かれておりました。

先ほど、佐々木町長が、病院の関係とか、いろいろな点で、遠軽町は取り組んでいたというので、私も、それはもちろんありがたいと思うのですが、子育て世代が安心して住めるまちづくりという点で、もう少し今の生の親の声をどのように受け止めて、ぜひ、医療費助成・無償化はすぐ簡単にできることではないと思うのですけれども、シフトをチェンジして行ってほしいと思うのですが、この声について佐々木町長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 先ほど、部長も御説明させていただきましたけれども、やはり質問される際に、数字を議員さん出して、遠軽町が湧別より全然出生がされていないとか、やはり、それを前提で御質問されたので、そうではないというお話をまず理解をしていただきたいと思います。

それと同じく、先ほどから、何回も私、以前から言っていますけれども、高校までを子育ての一環の対策として申し上げております。そういった中でも、昨年キッズメトロとか、そういう施設もオープンして、大変好評だという声も届いております。遠軽町が全然子育てがしづらい町で住みづらいというお話も、議員さんのほうにも、そういうお話もあるのでしょうかけれども、私のほうには逆に、遠軽町は住みやすく子育てしやすい、医療もあって安心できるという声も届いている、事実、私のほうにはありますので、そういった声も、もちろん、戸松議員さんのほうに届いている声も勘案しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 戸松議員。

○6番（戸松恵子君） 分かりました。

続いて、ファミリーサポートの件の質問に移ります。

先ほどもおっしゃったように、令和4年度から、この制度が始まりまして、まだまだ知らない方もいらっしゃるようで、令和4年度からで、次の年には確実に利用者さんが増えていると聞いています。

ただ、やはり孤独の子育てをなくすという点でも、先ほど言ったように、どこか病院に行くとか、買物に行くとか、ちょっとお母さん方も自分の用事をしに行くときに預かってもらえるという点で、すごくありがたい制度だと思っているという声があります。

現実には、土日月とか、例えば、この間の5月の連休も仕事が休めなくて、子どもさん2人預けて働いていたお母さんがいらっしゃるそうなのですが、そこで、先ほども言いましたように、土日月は1時間900円、2人目以降は半額なのですが、プラスおやつ代とか交通費もかかるということで、今、北海道の最低賃金が960円なのですが、仕事が休めない状況で預けていく中で、実質もう赤字と言っては変なのですが、そういう状況がある中で、ほかの町村を調べたのですが、同じようなファミリーサポートをやっている町村があるのですが、斜里町では500円とか、600円のところもありました。

やはり、働く親を子育て支援という点で、今後、町としても、幾らかずつ、民間の兼ね合いもあるとおっしゃったのですが、民間の預けている方も、やはり高い金額、乳幼児はもっと高い金額で預けているのですが、赤ちゃんのほうは。そういうところも含めて、働くお母さんたちを補助していくというふうに検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（杉本信一君） 二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） ただいまの御質問ですけれども、また、働いているお

母様というお話もございましたけれども、こちらの事業、働いている保護者の方だけの制度ではなく、広く保護者の方が利用できるもので、また、利用の理由もさまざまなものでございます。

また、ほかのこの事業以外のところの助成というお話もありましたけれども、そうなりますと、またこの事業と別な話になろうかと思いますので、この事業自体も民間の事業の部分もありますので、今のところ、町長の答弁のとおり、そういったところに補助をするという考えはないということでお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、戸松議員の質問を終わります。

通告2番、白幡議員。

○1番（白幡隆一君） ー登壇ー

会議規則規定により、次のとおり通告します。

一つ、夏の猛暑日の熱中症を防ぐための公共施設活用について。

近年、北海道も夏場における高温日数が多くなり、今年も相当数の高温日が予想されます。町内には、まだクーラーのない家庭も多く、ここでちょっと訂正します。30度以上と書いていますが、35度以上の猛暑日に訂正させていただきます。35度以上の猛暑日は熱中症の危険が伴います。

環境省の指針、熱中症関連取組の中に、公共施設を利用した暑さをしのぎ、熱中症などの対策に役立てる、クーリングシェルターという項目があります。遠軽町では、既存の公共施設、メトロプラザ、図書館、その他の冷房完備された施設があります。これを暑さをしのぎの場所、クーリングシェルターとして、住民に周知し、利活用する考えはありませんか。

二つ目、地域猫対策について。

外で暮らす猫を減らしていく活動として、地域猫活動がボランティア活動として行われています。この活動は小さな命を守るという、動物愛護の面にとどまらず、外猫への餌やりや畑などへのふん尿問題などで発生する隣人トラブルなど、生活環境の改善などが目的になっています。

環境省では、地域猫対策として、地域住民、ボランティア、行政が一体となって取り組むべき三者協働事業として位置づけられています。そこで、次の3点について町の見解を伺います。

1、遠軽町全域で、外猫による住民からの苦情相談が、今までどの程度あったのか、またあったとすれば、どのように対応されたのか。

2、環境省から示されている地域猫対策指針に基づき、遠軽町はどのような対策を講じているか。

3、現在、町内で地域猫問題に取り組む活動をしている個人や団体のボランティアについて、どの程度その活動を把握しているか、お聞きします。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

白幡議員の一つ目の項目、夏の猛暑日の熱中症を防ぐための公共施設活用についての御質問にお答えいたします。

クーリングシェルターとして住民に周知し、利活用する考えはありませんかとの御質問であります。

指定暑熱避難施設いわゆるクーリングシェルターは、令和6年4月1日から施行された改正気候変動適応法の中で、公民館や図書館、ショッピングセンターなど冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を、指定暑熱避難施設として市町村長が指定できるものとして新たに規定されたものです。しなければならないではなくて、できるものです。また、指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報が発表された場合は、当該施設を一般に開放する義務づけがあるものでもあります。

本町では、現時点において当該指定についての具体的な考えはありませんが、議員の通告書の中にもあるとおり、本町においても今後、極端な高温時の発生リスクの増加は否定できないものと認識をしております。町として対策を講じる場合は、町内の既存施設などの状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の項目の地域猫対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、住民からの苦情、相談が今までどの程度あったのか、またあったとすればどのように対応されたのかとの御質問ですが、各地域の総合支所も含め、担当課に連絡があった相談については、令和5年度は1件、今年度は今のところ2件となっています。

令和5年度の件については、事故に遭った猫がいるとの連絡があり、職員が現場に向かい捜索しましたが、見つかりませんでした。今年度の件につきましては、多頭飼育の情報などがあり、現在、関係者等と対応を進めている最中であります。

2点目の、環境省から示されている地域猫対策指針に基づき、遠軽町はどのような対策を講じているかとの御質問ですが、これは法令ではなくて指針ですけれども、推奨するという事です。やらなくてはいけないという義務ではないのですが、町としては、地域ごとに自治会に対し、迷い猫への給餌、餌やりの禁止などを掲げた回覧依頼のほか、令和元年8月の町広報に迷い猫への餌やり禁止などを掲載し、注意喚起を行っております。

3点目の、現在、町内で地域猫問題に取り組む活動をしている個人や団体のボランティアについて、どの程度その活動を把握しているかとの御質問ですが、町としては現在、個人での活動をしている方は数名把握しておりますが、全体的な把握はしてございません。また、団体につきましても、結成、設立などの情報が入っておりませんので、現在のところを把握していないということが実情でございます。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 一つ目の、クーリングシェルターのお答え。

最近のテレビでも頻繁に使われるようになったクーリングシェルターですが、避難施設です。まさに夏の高温日は、災害であることが認識されてきたわけです。参考ですが、昨年2023年、遠軽町の7月、8月、9月の3か月の真夏日は何日ぐらいか御存じでしょうか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの白幡議員の御質問にお答えしますが、その日数は把握しておりません。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 何と、90日の3か月間の間に52日間ございまして、真夏日です。25度以上ですが、その中で猛暑日、35度以上は4日間という。

比較的涼しいと言われるオホーツク管内でも非常に暑い。四、五年前に比べると非常に暑くなっていると思います。オホーツク管内でも、ほかにもクーリングシェルター導入が検討されていると聞きますが、ここで質問させていただきます。

遠軽町も、連続真夏日、去年16日間というものがありません。7月の中旬から8月にかけて。これが続きますと、徐々に体力が奪われ、特に高齢者はクーラーのついていない家の高齢者などは熱中症のリスクが非常に高いと聞きます。今、検討されているということを知って思いましたが、例えば今年の、この夏のそういうことが導入される前に、35度以上の高温日が続いた場合、非常に、これは危険です。緊急避難のために施設を開放するなどということは考えられないでしょうか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの白幡議員の御質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、現時点において、緊急避難施設として指定する予定はありません。

答弁にもありましたけれども、検討することになるとすれば、現在の既存の施設の状況などを勘案しながら考えることになると思います。国で示されている基準の検討ということの中に、面積に応じた人数の設定や、避難される予想される人数の設定、それから指定した場合は公開しなければなりませんから、それらに必要な予算の確保、それからまた指定施設を管理する部署や救急部署、関係機関との調整が必要となっておりますので、一概にすぐ今できる、できないなどの判断はできないものと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 指定するしないも含めて、時間はかかると思いますが、その辺の高温日、熱中症の危険の予測というか、それを知らしめることを、しっかりとホームページで知らせたりしていくことは考えられますか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 御質問にお答えします。

熱中症特別警戒情報などの発表につきましては、令和6年の施行の段階では、国においては基本的に都道府県単位で行われるとされております。

ただし、このうち、北海道はやはり広いのですので、細分化されると聞いております。それでも、この遠軽地方は気候が一律でないため、その都度の発表で災害情報、云々かんぬんにつきましては、発表慣れのおそれ等は避けたいと考えているところです。

しかしながら、今、他自治体では防災無線による周知を行っている例もあると聞いております。本町においては、既に危機対策室で所管の防災メールや、企画課所管のLINE等の活用も考えられることはありますが、これらにつきましては、いずれにせよ、公助による支援ということになります。こういった情報があった際に、まず行うことは、御自分での自助で、避難するという考えを持っていただく、熱中症に対する対策を取ってもらうという考えを持ってもらう、このことがまず第一義的になれば、どんなに周知しても意味のないこととなります。

先ほど言ったクーリングシェルターにつきましても、用意したところで、避難する人が避難しなければならぬという考えを持たなければ、意味のない、ただの冷房が効いた箱にしかありません。そのため、本町におきましては、既に4月1日以降ではありますけれども、すでにそういった周知啓蒙に向けて取り組んでいる最中であり、既に自主的な健康づくりの団体であったり、地区の老人クラブについて保健師等が言われた際には、今までも行っておりましたけれども、さらなる啓蒙活動に取り組んでいる最中であり、まずは、本人がそういった熱中症に対する対策についての知識、考え、認識を持ってもらうことが第一義的に必要なものと考えております。

ホームページ等で周知しても、注意している方は放っておいても見ると思うのです。そういった方に、まずそういった考えを持ってもらわなければいけない。そういったホームページとかを見ない方について、何とかしないといけないところから、まず始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 私のほうからも、まず、高温の、地球温暖化もあるのでしょう。そういうことで今非常に暑くなっていることは事実ですけれども、ただ、私たちこの問題を考えるときに注意しなくてはいけないことは、マスコミのほうでテレビなどでも、すごく高温のニュースがバンバン出ます。

ほとんど、熊谷でしたか、埼玉の一番暑いあちらのほうとか、岐阜のあそこら辺だとか出ます。遠軽町も最高気温をたたき出したりすることもありますけれども、ただ、向こうの35度とこっちの35度、全然違います。白幡議員も十分御承知のことだと思いますけれども。特に不快指数は全く違いますし、同じ気温でも。それから、北海道は夏は暑いかもしれないけれども、夕方からサーッとほとんど冷えます。だから、やはり、この問題

を考えると、そういったことも考えながら、最悪のことも考えなくてはいけないのですけれども、全ての問題はそうですけれども、どこまでやるかということも根っこに考えなくてはいけない問題だと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 今、町長が言われた最悪の場合、一番心配なことは、一番こういうことで困ることは、例えばパソコンを持っていない、スマホを持っていないという一人暮らしの高齢者の方。こういう人たちは、先ほど岩井課長が言われたように、本人の自覚、自分の命ですから自助努力ということも大事なのですが、やはり、一人で暮らしていると情報がそこに行きにくいという部分もありますし、その辺に、要はちょっとこぼれたような世帯の人たちに対して、やはり非常に周知させることが一番大事なことだと思います。

現に、ここは本州と違って涼しくてと言われていますが、網走などは平成22年度から部分的にクーリングシェルター的なことを進めていると聞きまして、なぜだと聞くと、やはり、どうしてもこぼれる人がいると、一人暮らしの人、そういう人たちを何とかするためにも、そういう仕組みを作ることを考えていたとおっしゃっていましたので、今、町長が言われた最悪の場合を想定して考えていっていただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） その件につきましては、1回目の私の答弁でお話し、答弁させていただいております。

町内の既存施設などを当然活用されるということになると思いますが、果たして、そこまで至るにはどのレベルで判断するかということは、また一つ大きな、幾ら、クーリングシェルターを作ったとしても問題が出ると思います。

それから、周知の方法につきましては、これも、この問題だけではないのですけれども、何回も、職員もほかの問題でも答弁をさせていただいておりますけれども、町としてはやはり限界があります。パソコンを持っていない人、当然います、お年寄り。私たちの年代は見れますけれども。やはり、だから、これも答弁させてもらっておりますけれども、回覧を回したり、また、遠軽町は、東京とか都市部と違って、町内会もまだしっかりしております。それから地域の民生委員さんもあります。今やれることは私は、うちの町は相当やってきていると思っております。

ただ、何でもそうですけれども、100%はないです。それは無理ですから、100%。先ほど、担当も、なかなか来てくれないと。これは周知して、どんなに高齢の人に何回も、一人一人のおばあちゃんに来てね、いざというときに来てねと言っても、来るか来ないかと言ったら、まあ来ないです。私も、ずっとこの仕事やっておりますけれども、一時ありました。大雨で非常に危険な区域が出て、それで避難、一軒一軒、私回りました。ほとんど来ません。そういう意味で、まず、そういう周知することも大事だけれども、一人

一人のそういうことをどうするかと。いざとなったら、本当に逃げてという、まず、そこも今難しい、頭を悩ましているところでもあります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 続きまして、地域猫について質問させていただきます。

外猫、野良猫の苦情というものは、畑にふんをして困るとか、お隣さんが猫の餌を与えて集まってきて困るなど、ほかの自治体にもこういったことが寄せられていると聞きます。相談しても何もしてくれないから、問合せはしないという人も多いと聞きます。ただ、外猫の問題は放っておきますと、解決はだんだん難しくなっていきます。

現状、町の外猫の問題に対する相談は、住民生活課でよろしかったでしょうか。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） ただいまの白幡議員の御質問にお答えします。

この猫に関する御相談につきましては、住民生活課で賜っております。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 実は、私も保護猫のお手伝いをさせていただいたことがあります。3年間で58匹の外猫を保護、手術、里親探しの活動をされていたボランティアの方から、いろいろ教えていただきました。

保護猫というものは、猫を捨てるという動物愛護法を犯す人に対して命を無駄にしないという、いわゆる啓蒙をしているというわけですが、現在の愛護法は、昔のように捨てたり虐待すれば、罰金、懲役という犯罪になるわけです。この保護猫活動は、主に保護、手術、里親探しということになりますが、地域猫活動というものは、そこから、こぼれた猫たちをその名のおり、地域みんな考えていく活動です。外で生まれて、引き取り手のない猫たちを手術し、その後、ルールを決め、外で命を一代限りで全うさせてあげるといふ、猫の嫌いな方にとっても非常に利点がある活動でございます。

そこで質問です。地域猫活動。この活動は、環境省も、行政が関わっていく必要性を示していますが、遠軽町内で活動されていたボランティアが今後も活動を継続していくためには、町との取組は大変重要です。この活動を町民に理解してもらう仕組み、例えばパンフレット等、それと関わる人たちは決して多くありません。行政の職員だけでも大変な活動です。この活動の火を消さないためにも、ボランティアを含めた相談会の場をつくることなどは考えられないでしょうか。

○議長（杉本信一君） 太田住民生活課長。

○住民生活課長（太田貴幸君） ただいまの白幡議員の御質問にお答えいたします。

こういった形での地域猫活動に関するパンフレット等という話と、今ちょっと御質問にあったそういったものの講習会等ですかね。そういったものをこちらとしてもということでお話はあったのですけれども、さきの町長答弁にもありましたとおり、実は地域猫活動というものが、各議員の方々も、この頃は聞いておられると思いますけれども、ここ二、

三年で広まってきた話でありまして、実は環境省から平成22年の2月に地域猫とはということでは出ているのですけれども、そこから、この長い年月を経て、ここ二、三年の間で出てきたということ。

先ほど、町長答弁にもありましたとおり、実は、ボランティアに関する個人ですか団体というところの把握というものは、担当課でも今、把握しきれていない状況であります。

地域猫活動といいますと、地域猫といいますので、地域となると、まず自治会の方々が絡んできます。そういったところがまず最初になってきます。あと、そこに関連する先ほどもありましたとおり、避妊ですとか去勢、そういった話になると、獣医師会の方々、獣医師の方々とも話になります。あと、先ほど言ったとおり、地域猫活動をしている個人の方、そういった方々との話、何者とも話をした、そういった形でのネットワークといいますか、そういったものを作り上げていかなければならないと。

その中では今、第一義として、どういった形でボランティアの方々が、うちのほうでも把握している人はいるのですけれども、まだまだ把握できていないところがありますので、そういったところではまだまだ、そこよりも先には進めない状況ではあると思っております。ですから現状としては、うちとしては、そういったところでのパンフレットですとか講習会の開催、そういったところはちょっと難しいとは考えています。

ただ、猫に関する、先ほど町長答弁にもありましたとおり、一応、今まで広報でも載せていますし、各地域においても各自治会回覧ということで、むやみに餌を与えないでください、それから、餌を与えた以上は自分が飼い主だと思って、全て最後まで見てくださいますと、そういった形での広報は引き続きやってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（杉本信一君） 白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 先ほどから、広報で餌やりはしないでくださいと、それは私も見ました。餌やりは、やっては駄目だということではないのです、愛護法の観点から。ただ、やはり、やるといういろいろ問題が出てくると。

ですから、餌をやるやらないにかかわらず、その後のいろいろな流れを形にすることが地域猫活動ということで、これはやはり、行政がこういう活動があるということを住民皆さんに知ってもらわなければ広まっていけないと思うのです。

広まらないから、餌をやっている人を非難したり攻撃したりする。そういう住民同士のトラブル。そういう住民環境問題に非常に近いというか、そのものの問題だと思うのです。その観点から今後、国よりも早い動きで取り組んでいくことを考えられないでしょうか、佐々木町長。

○議長（杉本信一君） 澤口副町長。

○副町長（澤口浩幸君） 町長へということでありましてけれども、私のほうから一つお話しさせていただきたいのですけれども、実は私、先日まで管内の獣医師会の役員をやってお

りました。

その中で、この管内では、アニウェル北海道という動物愛護センターの受託法人というものを、その獣医師会の会員たちがこぞって作ったばかりなのですけれども、実は北海道は全国で動物愛護センターというものの自体が、動物愛護法を受けた愛護センターなのですけれども、北海道だけがなかったのです。今年、令和6年4月から、やっと、この愛護センターが設立されたというような形で、実は非常に動きが遅かったということはありません。

ですけれども、これからそういう形でやっていくという形で、北海道でも強くあれしませて、全道で4か所ですかね。酪農学園大学のところで1か所、本体のところがあるのですけれども、そういうような形で今始まったばかりというようなところがございます。

そういうところで、このアニウェル北海道、この管内の獣医師会の会員で作った団体ですけれども、ここと、いろいろな形でコンタクトを取りながら、地域猫対策、猫だけではなくて、犬のほうも含めて、多頭飼育の関係、去年も実はあったのですけれども、そういうことも含めて、この管内の中で、いろいろな啓蒙活動であったり、行政、北海道に対しても働きかけということこれからやることになっているものですから、町としても、そのような形で私も関わって進めていければというような、まだスタート段階ですので、そのような形でちょっと御理解いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 今、副町長のほうからお話があったこと、ご理解いただけると思いますが、ただ難しい問題です。

犬は、やはり、またちゃんとした法令にのっとってあるわけですから、狂犬病とかもありますから。猫はないのです。国が出しているものは指針ですから、法令ではないです。こういうふうにすることを推奨しますということで、それを根拠に、議員もおっしゃられていることは、十分承知されていることだと思います。

なぜ、そうだからというと、やはり難しいのだと思います、国としても。私も動物大好きですけれども、地域では、やはり好きではない人もたくさんいます。それを、みんなで猫を地域で育てようと、なかなか、これは現実、この後どうなるかということもあります。

そこら辺は、やはりこれから、動いてみないと分かりませんが、やりながらも、どういう方向にいくかということは、まだ今のところ読めないところだと思っておりますが、副町長が言ったように、また別な方法は進んでいるものもあるのかなと認識しています。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で1番白幡議員の質問を終わります。

通告3番、12番佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） ー登壇ー

会議規則規定により、次のとおり通告いたします。

公務員の兼業について。

地方公務員の兼業については、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため、許可制が採用されております。近年、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや、人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、民間労働政策において、兼業や副業が促進されています。また、地方公務員も地域社会のコーディネーターや、基幹産業への貢献運動等として、公務以外でも活動することが期待されています。

そこで町長にお伺いいたします。町職員の兼業を促進していく考えはありますか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

佐藤和徳議員の公務員の兼業についての御質問にお答えをいたします。

地方公務員の兼業につきましては、地方公務員法第38条の規定により、任命権者の許可を受けなければ、私ですけれども、営利企業の地位を兼ねることや、報酬を得ることは禁止されております。

本町では、兼業を許可する際には、職務の遂行に支障がないことや、特別な利害関係が生じない場合などを審査し、判断しているところであります。これは皆さん方も、相当、議員さんたちも同じことがあると思いますけれども。

現在、遠軽町消防団の団員として7人、予備自衛官として1人、許可しているところであります。

道内の自治体では、沼田町でトマト栽培、浜中町で昆布干しなど、あらかじめ、地域貢献を目的とした兼業について、許可基準を定めている自治体があることは、把握をしているところであります。

御質問の町職員の兼業を促進していく考えはありますかについてであります。地域貢献を目的とした職員の兼業につきましては、既に検討をしている状況であります。検討に当たっては、職員には地方公務員法第35条の規定により、職務に専念する義務が課せられておりますので、まずは、職務に専念するということが最優先とする上で、支障のない範囲で、地域社会に貢献する取組の一つとして、今後も実施の有無を含めて、個々に検討してやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 12番佐藤議員。

○12番（佐藤和徳君） 分かりました。

○議長（杉本信一君） 11時まで暫時休憩といたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

通告4番、8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） ー登壇ー

通告書に従いまして、私のほうから2点質問をさせていただきます。

1点目、町内小中学校の義務教育学校化に対する考え方と対応について。

令和3年12月定例会の一般質問における同僚議員からの、白滝地域において、小中一貫義務教育学校化する考えはないかとの質問に対し、現時点での考えはないとの答弁がなされています。

その後、白滝、丸瀬布地域では義務教育学校化の推進や設立を求める組織が発足し、令和4年11月には白滝地域から、令和5年3月には丸瀬布地域から町に対して、それぞれ要望書が提出され、今日に至っています。

そこで、次の2点について町の見解を伺います。

1点目の義務教育学校化にすることによる地域や子どもたちに及ぼす影響、メリット、デメリットなどに対して、いろいろあると考えますが、現在どのような認識を持っていますか。

2番目として、令和6年3月5日付、北海道新聞の記事の中で、教育長は地域と丁寧な協議をしたいと述べられておりますが、白滝、丸瀬布地域からの要望を受けて、その後、現時点まで教育委員会として、どのような検討を行い、提出者への説明や協議などは行われておりますか。また、今後、協議の場の設定も含めて、具体的なスケジュールなどはどのように考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

2点目の、小中学校における食育推進のための施策について、であります。

第3期健康増進計画（ヘルシープラン）では、食育推進計画についても触れられております。国の第4次食育推進基本計画の概要では、学校、保育所における食育の推進内容として、栄養教諭の一層の配置促進や、学校給食の地場産物の利用促進への連携・協働などがうたわれております。

町においても、そうした考え方の下に、小中学校においても取り組んできたかと判断します。

第3期の増進計画では、具体的な推進体制等は触れられていないものの、食べることは生きていく上で最も重要なことでもあります。

そこで、さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する能力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること、さらに、食育のマナーを身につけたり、生産者の方々に対する感謝の気持ちの醸成、地産地消などを目的に食育事業の一つとして、時にバイキング給食を取り入れてみるような考えはございませんか。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ー登壇ー

8番佐藤昇議員の一つ目の項目、町内小中学校の義務教育学校化に対する考え方と対応についての、1点目、義務教育学校化することによる地域や子どもたちに及ぼす影響、メリット、デメリットに対して、現在どのような認識を持っているのかとの御質問にお答えします。

義務教育学校は、小学校から中学校までの義務教育9年間を連続した教育課程とし、小中一貫した教育活動を実施できる学校教育制度として整備されており、柔軟なカリキュラムの導入や、中1ギャップの緩和・解消、小学校高学年における教科担任制による、専門的指導の充実などが期待されます。一方で、子どもたちの人間関係の固定化や、小学校高学年のリーダー性の育成などが課題とされているところです。

丸瀬布地域及び白滝地域において、義務教育学校の設立を考えた場合、各地域に学校が存続し、一定の児童・生徒、教職員が確保されるものの、児童・生徒数の増加には至らないため、少人数の中で義務教育学校が果たす教育的効果について考えなければならないと認識しております。

2点目の、白滝、丸瀬布地域からの要望を受けて、その後、現時点まで教育委員会として、どのような検討を行い、提出者への説明や協議などは行われているか、また今後、協議の場の設定も含めて、具体的なスケジュールなどはどのように考えているかとの御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、児童・生徒数及び教職員定数の推計、学校の在り方についてのさまざまなパターンの検討などを行っておりますが、各地域の要望書提出者との協議には至っておりません。今後は、今月末に、丸瀬布、白滝地域の各小中学校と、各地域の要望書提出者、教育委員会で情報共有や情報交流を行った後、今年度、順次、学校の在り方について、地域の実情を考慮しながら、学校、保護者、地域と丁寧に協議を進めてまいりたいと考えております。

次に二つ目の項目、小中学校における食育推進のための施策についての御質問にお答えいたします。

まず、給食指導や食育授業については、栄養教諭が各学校へ出向き、実施しているところであり、本町においては、給食は、生きた教材として、給食だよりや、献立表を活用し、児童・生徒が、食に関する知識を習得できるよう努めているところです。また、地産地消については、遠軽産のアスパラ、ジャガイモ、蜂蜜などの食材を使用し、献立表に明記することで、生産者の方々へ感謝の気持ちを醸成する取組を行っております。

御提案のバイキング給食については、以前、瀬戸瀬小学校で実施していた経過があり、バイキング給食のメリットとして、自分の適量が分かる、完食する喜びや、達成感が生まれるなどがあることは承知しております。しかしながら、バイキング給食を実施するには、給食費の保護者負担が見込まれることや、調理作業員の人員や作業時間の問題、アレルギー児童・生徒への対応、教員等の負担が生じることから課題が多く、実施するには難しい状況であります。

食育の一環としては、既に、副食二品の中から選択できるセレクト給食や、卒業する児童・生徒を対象に、思い出の献立を提供するリクエスト給食といった形で実施しており、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 1点目の関係について再質問いたします。

教育長の答弁の中で、今のそれぞれの小中学校の現状なども含めて言われましたけれども、答弁の中身としては、例えば、義務教育学校化をやっても生徒数は増加しないと。だから、やらないということだろうと思うのですけれども、そういうふうな答弁だったと思っています。

地域のほうから、要望として出されている背景には、もうそういうことはつかんでいるのだろうと思いますけれど、地域にとって、やはり最大のメリットといたしますか、義務教育学校化することによる最大のメリットというものは、やはり、地域から学校をなくしたくないと、存続させてほしいと、そういうことなのだろうと私は理解をしています。

生徒数も徐々に減少していくということなのですから、そのことがやはり、最大の地域にとっての私はメリットだと思いますが、そこら辺の認識は、どういうふうには受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、義務教育学校化については、児童・生徒数が少ないという実態から、教育委員会としては、義務教育学校も一つの方法として考えておりますので、この段階で義務教育学校ができるできないということではなく、一つの学校の選択肢ということで考えております。

それから、学校を存続するというのが、地域にとって大きな要望の中心になるということでございますけれども、こちらも教育委員会としても、そのように受け止めてはおります。

ただ、学校を存続するためには、やはり、児童・生徒数ですとか、そこで教える教職員の定数というものは、かなり大きく影響すると考えておりますので、その辺りも含めて、総合的に地域と学校、保護者含めて、今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 答弁にありましたけれども、私も、この場で義務教育学校にすべきだということを言うつもりはありません。

いずれにしても、地域との協議の中で、どういう道が一番いいのかということの、協議を進めていただければなと思っています。

先ほどの答弁に関わって繰り返しみたいになりますけれども、もう一度確認しておきたいのですけれども、なかなか義務教育学校化に踏み込めない一番のデメリットは、どうい

うふうに捉えているのか、やはり生徒の減少ということがあるから踏み込めないのか、そのほかにまだあるのかということなのか、その辺はどうか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今の段階では、まだ義務教育学校の要望に対して、今後、協議を進めていくという段階ですので、義務教育学校が地域としていいのか悪いのか、また別な方法も含めて検討、協議をさせていくと思いますけれども、一般的に義務教育学校の課題といいますか、心配となる部分については、やはり、学校機能という意味では、教職員の数ですとか学級数ですとか、そういった学校体制が、やはり大きく関わってくるのではないかなと考えております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） それでは、2番目の関係について質問をしていきたいと思っておりますけれども、先ほどの答弁の中でも、今後、地域の方々と説明をするような場というものを設けるということですが、質問にもさせていただきましたけれども、冒頭の質問の中にも言いましたけれども、白滝地域、それから丸瀬布地域から、それぞれ要望書が出されて、既に白滝地域では1年半以上、それから丸瀬布地域は1年3か月以上、期間が経過しているのです。ようやく、今月末にそういう説明する場を設けるというようなことなのですが、あまりにも出されてから、その対応に至るまでの期間がちょっと長すぎるのではないかと。だから、はっきり言って、要望を出したはいいけれども、さっぱりなしのつぶてと、言葉を悪く言えば、こういう状況になっているということに対する、やはり、不満なり不平なりというものは、地域の中に渦巻いていると私は聞いております。そこら辺のところは、どういうふうに考えていますか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

各両地域から要望書が出されてからは、教育委員会といたしましては、これまでそれぞれのPTAの統合ですとか、学校行事の統一化、そういった状況の変化を見ながら、これまで児童・生徒数、それから教職員定数の推計など資料等の準備、作成に時間を要したところがございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 1年半以上も要するのですか、そんなに期間がかかるのですか、ちょっと私は信じられないです。

確かに、その教育委員会自体の業務の中身、これから部活の地域移行の問題も出てくるわけですし、忙しいということは分かりますけれども、1年半以上も要望書を出してから、放ったらかしにするということは、どうもちょっと理解できないのですけれども。

○議長（杉本信一君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤祐治君） ただいまの、時間がかかりすぎるのではないかと御質問に

お答えしたいと思います。

佐藤議員も御認識されていると思いますが、やはり小学校中学校というものは、やはり地域の核ということで、やはり地域のよりどころの施設だと思っております。その施設をどうするかという部分、将来的にどうするかという部分を検討するために、やはり、ある程度慎重にちょっと取り扱わなければならないという認識の下に、ちょっと時間が経過した部分はあるのですが、その間、何もしていなかったというよりは、ある地域の方々に状況をその都度把握させていただいたり、要望書提出の後、地域の住民の方々の様子とか、その時々で個人的に情報収集していたところではございます。

ある程度、やはり慎重な対応ということで、このぐらい時間かかってしまったということで、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 理解はできません。理解はできませんけれども、今の教育長の言い方は個人的に情報収集するみたいなことを言われていましたけれども、きちんと、そういう、すぐ団体なり、設立を求める団体なり、こういった方々からの要望ですから、その方と対応しないで、一体どこと対応して、どういうふうに協議を進めるのだという、そういう疑問は率直に抱かざるを得ません。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

それで、これ以降、教育長の、それこそ新聞の報道などによる説明の中では、地域と丁寧な協議をしたいと、こういうふうに言われています。当然、丁寧な協議というものは、6月末にそれぞれの地域の方とお話しの上で、協議が進められるということになるのだろうなと思いますけれども。

先ほども、ちらっと触れられましたけれども、地域との丁寧な協議とは、具体的にどのようなイメージで考えていらっしゃるのか。単に回数を重ねるということなのか、もしくは地域の名階層の方々の意見を聞いたり、あるいは現場教職員の意見を聞いたり、そういったことをやりながら最終的に判断をしていくということなのか、どうなのか、そこら辺の丁寧な協議について、もう少しお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

協議することに当たって、丁寧にとということの具体的なことはどういうことかということだと思いますけれども、この後、順次、地域、保護者、それから学校、また関係者と、話し合いを基本に、回数を重ねながら協議をしていきたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） いずれにしても、地域の方々の理解を得るための、どういう結論なのか別にしても、最大限の努力をいただきたいと思っています。

いずれにしても、先ほど言いましたけれども、どういう結論を出すにしろ、いつまでに、この白滝や丸瀬布から出されている要望に対して結論を出そうとしているのか。やは

り、期限を決めて、きちんと協議していかないと、なかなか物事というものは決まらないと私は思うのですけれども、そこら辺のところは、いつまでに結論を出そうとして、協議に向かっていこうとしているのか。そこら辺のところはどうですか。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） ただいまの御質問にお答えいたします。

いつまでという期限は今のところ持ち合わせておりませんが、今後やはり、保護者と地域、学校関係者と協議が整った段階からと考えております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 最後の質問になろうかと思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、地域の皆さん方からは、できるだけ早くという声も聞いています。

これはちょっと難しいかもしれませんが、いつからやるかにもよりますし、聞くところによると、例えば、義務教育学校化をするまでに5年くらいかかると、そんな話も聞いていますので、できるだけ早く結論を出すような努力というものはすべきだと思います。これを1番の最後の質問にします。

○議長（杉本信一君） 西総務課長。

○総務課長（西 聡君） 御質問にお答えいたします。

お答えが重複して恐縮ですけれども、今後、地域、学校、保護者含めて慎重に丁寧に協議をしていきたいと考えております。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） それでは2番目の質問をさせていただきます。

基本的には、教育長の答弁そのままを承っておきたいと思っておりますけれども、ちょっと参考までに一つ聞かせていただきたいのですが、今、実際に行っている普通給食ですね。残食率、いわゆる食べ残し、これはどれくらいあると把握をしておりますか。

○議長（杉本信一君） 小玉学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（小玉美紀子君） 今、残食率ということの御質問なのですが、ちょっとお話しさせていただきますと、1週間の献立、例えば遠軽地域は、主食の御飯の日が月、水、金曜日、麺の日が火曜日、パンの日が木曜日となっています。例えば、御飯の日では白米の量とカレーの御飯の量は違いますし、基準のコッペパンは低学年、中学年、高学年でグラムが違います。変わりパンについては、中学年のグラムに統一しておりますので、低学年には量が多く、高学年には量が少なくなっておりますので、一概に残食量を比較できるものではありませんが、毎日、残食量を計量しておりますので、栄養価や分量を維持した中で残量を減らす努力は今後も継続していきたいと思っております。

例えば、丸瀬布の学校給食センターでは、令和6年3月の残量として申し上げますと、主食、おかず、汁物、牛乳とありますが、提供量が962.28キログラムに対し、残量は135.35キログラム、残菜率ということで14.07%となっております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 8番佐藤議員。

○8番（佐藤 昇君） 答弁の中で、バイキング給食と似たような取組、瀬戸瀬の、小学校ですか、そういうこともやられてきているということで、言い方としてはやるつもりではないと、こういうことなのですけれども。

今、残食のパーセントをなぜ聞いたかと言いますと、たまたま私、日本農業新聞をとっているのですけれども、そこにバイキング給食の記事が載っていたのです。大阪府大阪狭山市でのバイキング給食の取組が紹介されていたのですけれども、その記事を見ると、バイキング給食によって、後続の人の分がなくなるなどの配慮を考えるようになったとか、取りすぎない気配りも身に付いたとか、それに合わせて、バイキング給食をやることによって、17%の残食率がバイキング給食をやった場合は0%だったと、このような記事が載っていたのですけれども。例えば、そんなことの醸成だったり、あるいは、全ての学校など無理にしても、先ほどもどこかでやったと言っていましたけれども、卒業などの記念、イベントなども兼ねて、全ての学年、全ての学校でやるということは無理な話ですけれども、実験的にでもこういった取組をやるような考えもないでしょうか。最後の質問です。

○議長（杉本信一君） 小玉学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（小玉美紀子君） バイキング給食を実施するには、先ほど教育長からも答弁がありましたように、メリット、デメリットがあります。

実際に実施するとなれば、全部の学校ではなくても、例えば、学校行事の中の一つとして入れるのであれば、年度当初に学校との協議も必要になってきますし、あと、給食費の問題ですとか、例えば、四つの学校のうちの一つだけやるとなれば、ほかの三つの学校がお休みですとか、そういったときにしかできないのではないかと思いますし、例えば、バイキング給食をやるには、事前にバイキング給食に当たってのマナーですとか、そういった部分も授業の一環として取り組まなければいけないですし、すぐできるものではありませんが、栄養教諭や学校とも相談した上で、可能かどうかということは確認はできるかと思っておりますので、ちょっと調査をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、8番佐藤議員の質問を終わります。

通告5番、阿部議員。

○4番（阿部君枝君） ー登壇ー

通告書に従いまして質問いたします。

HPV予防ワクチンのキャッチアップ接種について。

2013年から2021年のHPVワクチンの接種を勧める取組が差し控えられていた間に、定期接種の対象であった方々の中には、HPVワクチンの公費での接種機会を逃した方がいます。対象者は、誕生日が1997年4月2日から2008年4月1日までの女性と、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない方となります。

15歳以降ですと、2か月ごとに3回の接種が必要で、最低半年かかり、今年度は

キャッチアップ接種の最終年度で、期限は来年3月いっぱいです。対象者は9月までに1回目を打ち始めないと、無料期間内に接種が間に合いません。

現在、町では個別の対応等をしていただいておりますが、再度キャッチアップ接種対象者に、今年9月までに初回接種しなければ必要接種の3回が完了しないと、未接種者への個別通知やポスター掲示など、あらゆる手段での周知をすべきと考えますが、町の見解をお伺いします。

以上です。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

阿部議員のHPV予防ワクチンのキャッチアップ接種についての御質問にお答えいたします。

あらゆる手段での周知をすべきと考えますが、町の見解をとの御質問でございます。令和4年4月からキャッチアップ接種についての積極的勧奨を再開してから、本町では毎年、予診票とリーフレットを同封した個別通知による勧奨をしているところであります。昨年度は未接種者に通知した後に再勧奨も行っております。また、遠軽中学校1年生に対して、HPVワクチンについての講話を実施し、接種の勧奨も行っているところです。

今後におきましても、周知につきましては、HPV接種に関する相談会の実施、また、旭川医科大学産婦人科の医師を講師として、HPV接種に関する講演会の実施などを予定して、積極的に勧奨を進めてまいりたいと思っております。医療機関とも連携を取りながらワクチン接種を進めてまいります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 4番阿部議員。

○4番（阿部君枝君） この件につきましては、過去に何度か質問させていただいて、今、町長から答弁いただいたような結果が得られているかと思えます。

キャッチアップ接種については、政府が一時的に接種の積極的な呼びかけを控えた期間、無料接種できなかつた人を対象としたキャッチアップ接種ですが、個別通知後、接種者は増加したのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

町の接種状況の推移ですけれども、令和4年度につきましては、定期接種で8.9%、キャッチアップで6.0%となっております。昨年、令和5年度につきましては、定期接種で14.5%、キャッチアップについては7.1%ですので、結果的に増加はしております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 4番阿部議員。

○4番（阿部君枝君） この数値は、福祉課としては適切な数値だと思いにあります。

しょうか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えいたします。

令和4年度から再開しているものですから、数値的な積み重ねがあるかと言われると、判断基準についてはそれぞれ分かれることだと思いますが、参考までに、国の接種率、道の接種率を申し上げますと、令和4年度の分しかありませんけれども、令和4年度、町が8.9%だったものに対して、国は8.4%、道は5.1%、キャッチアップにつきまして、町は6.0%でしたが、国は6.1%、道は4.7%でした。

ちなみに、現在、道内の状況はまだ分かりませんが、近隣の町の状況だけは聞き取りによって行っております。湧別町のキャッチアップにつきましては、令和5年度は4.6%でした。また、佐呂間につきましては8.3%でした。これの比較が正解かどうか分かりませんが、決して、うちの遠軽町の接種状況が低いものとは考えておりません。

以上です。

○議長（杉本信一君） 4番阿部議員。

○4番（阿部君枝君） このキャッチアップ接種についてですが、厚生労働省が2024年2月改定版を出していますが、これを個別通知に使っているのでしょうか。

○議長（杉本信一君） 暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（杉本信一君） 再開いたします。

岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

阿部議員が示されたものと同様のものを個別通知で使わせていただいております。

以上です。

○議長（杉本信一君） 4番阿部議員。

○4番（阿部君枝君） 非常に詳しく載っておりますけれども、このワクチンは、他の定期接種から見ると、まだ浸透していないと私も感じております。

ですが、やはり、これをしっかり訴えていくことが大事であって、世界的に考えると本当に日本の浸透率は低い状況なのですが、ワクチンは本当に大体、子宮頸がんの原因となるウイルスの約8割から9割を防ぐことができるということで、キャッチアップ接種を逃してしまうと3回で約9万円ぐらいかかるということですので、この対象者に対して、やはり聞いていなかったとか知らなかったということが起きないことが大事かと。9月までの短期間ですので、しっかりお知らせすべきと思うのですが、周知方法、7月、8月の周知は大事だと思うのですが、この点はどんなふうに考えていますか。

○議長（杉本信一君） 岩井保健福祉課長。

○保健福祉課長（岩井誠志君） 阿部議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、町長の答弁でもありましたけれども、まず6月下旬にHPVワクチンの接種の相談会を、遠軽高校生とその保護者向けに実施する予定であります。遠軽高校とも協議しているところです。

また、7月下旬に旭川医科大学の産婦人科医師を招きまして、小学校6年生から高校3年生とその保護者、そのほかにも対象にキャッチアップ中心に講演会を行う予定としております。これにつきましては、町で配られている新聞等の折り込みに使われている広報、各印刷会社で作ったものです。それらも利用しながら広く周知する予定であります。

また、うちの予防担当のほうで、去年の月別の接種の状況を分析したところ、7月、8月、それから3月がちょっと多い状況でした。普通に考えれば、夏休み、冬休みに接種が増えるものと担当のほうとしては分析したところです。

そのため、本町の夏休み前に行われる大きなイベントである遠軽がんばろう夏祭り千人踊りの会場で、参加する高校生の保護者層をメインターゲットとして、チラシ入りポケットティッシュなどの啓発物を配布して、さらなる周知啓発を行うことを計画中であります。

以上です。

○議長（杉本信一君） 4番阿部議員。

○4番（阿部君枝君） よく分かりました。

今おっしゃる7月、8月、3月が多いということは、やはり子どもさんは部活動をやっているということがあって、なかなか時間が取れないということも実態のように伺っています。

これも分かってはいるのですけれども、町長、最後に、町の積極的な対応等がHPVワクチンの接種を受けておいてよかったと将来感じていただけるよう、メトロプラザ等、人の出入りの多い場所に緊急にポスターなどを掲示していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉本信一君） 佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 積極的にやると私も申し上げたつもりで、職員もそう言っているはずなのですが、あえて申しますと、キャッチアップを越えてしまうと9万円くらいかかってしまいますから、受けたいと思う人は本当に受けたいだきたいと思って、町も勧めていきたいと思っています。

ただ、接種率が高いか低いか、ちょっと一概に軽々には言えませんけれども、世界的なパンデミックになったコロナでさえ、それは相当打っていない人いるわけで、これは我々も強制できませんから、ちょっと歯がゆいところもあるのですけれども、過去にもいろいろな報道もありましたし、現実ありましたから、特にHPVについては、私個人的にはもうちょっと進まなくてはいけないのだけれども、なかなか難しいと思っています。

残りキャッチアップの期間、町としてもあらゆる、さっきも千人踊りのいろいろな会場だとか、そういうところは、やはり若い子がたくさん集まりますから、たしか、答弁、担

当もしたと思えますけれども、そういうことも含めて、いろいろなことをやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（杉本信一君） 以上で、4番阿部議員の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（杉本信一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午前11時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 和本 信一
署名議員 戸松 恵子
署名議員 山谷 敬二